

- 届出上の留意事項

1 加算開始の時期については、下記のとおりです。
(1)居宅サービス及び介護予防サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を除く。)
・届出が毎月15日以前になされた場合は、翌月から算定開始
・届出が毎月16日以降になされた場合には、翌々月から算定開始
(2)介護保険施設、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)特定施設入居者生活介護
・届出が受理された日の属する月の翌月から算定開始
※届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定開始
(3)訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)の緊急時訪問看護加算については、届出が受理された日から算定開始
(4)介護職員等処遇改善加算については、届出が受理された月の翌々月から算定開始

2 加算等が算定されなくなる場合は、その事実の発生の日から算定不可となります。
3 介護報酬算定の届出については、(別紙2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び(別紙1)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表に下記の書類を添付して提出してください。
4 添付書類中、「勤務割表」「資格証の写し」とある場合は、当該体制に係る担当職員等の配置が分かるもののみで結構です。
5 (別紙7)「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」は必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能とします。
6 以下に示す添付書類のほか、審査に必要な書類を別途提出いただく場合があります。
- | サービス等の種類 | 加算等の名称 | 添付書類 | 留意事項 |
|----------|------------------------------|---|---|
| 訪問介護 | 通院等乗降介助 | ○運営規程
○市町村意見書
○国土交通省の許可証等の写し | ・道路運送法等の他の法律に抵触しないように留意が必要
・市町村の意見が必要となるので、あらかじめ県に対して相談が必要 |
| | 定期巡回・随時対応サービスに関する状況 | ○定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)(別紙8)
○要件を満たすことがわかる書類 | 頻回の訪問を含む所要時間20分未満の身体介護を行う際に届出が必要 |
| | 高齢者虐待防止措置実施の有無 | | 高齢者虐待防止措置を実施済の場合は「基準型」を選択、未実施の場合は「減算型」を選択 |
| | 業務継続計画策定の有無 | | 業務継続計画を策定済の場合は「基準型」を選択、未実施の場合は「減算型」を選択 |
| | 特定事業所加算(V)以外 | ○特定事業所加算Ⅰ～Ⅳに係る届出書(訪問介護事業所)(別紙9)
○体制要件を満たすことが分かる書類
○人材要件を満たすことがわかる書類
・訪問介護員等要件:職員の割合算出に必要な月数分の勤務割表(別紙7)、各種資格要件を満たすことがわかる書類
・サービス提供責任者要件:変更する月の勤務割表(別紙7)、サービス提供責任者要件を満たすことがわかる資料
○特定事業所加算Ⅰ・Ⅲについては、重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))(別紙9-3)
○重度要介護者等対応要件の根拠書類
・登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者の指令書の写し(たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている場合)
・重度要介護者等対応要件を満たすことがわかる書類 | |
| | 特定事業所加算(V) | ○特定事業所加算Ⅴに係る届出書(訪問介護事業所)(別紙9-2)
○体制要件を満たすことが分かる書類 | |
| | 共生型サービスの提供(居宅介護事業所) | | 障がい福祉制度の指定居宅介護事業所が介護保険制度の共生型訪問介護の指定を受けている場合 |
| | 共生型サービスの提供(重度訪問介護事業所) | | 障がい福祉制度の指定重度訪問介護事業所が介護保険制度の共生型訪問介護の指定を受けている場合 |
| | 同一建物減算 | ○訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10) | |
| | 特別地域加算 | | サテライトの新設・廃止による場合も含む |
| | 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) | | 当該加算を届け出る場合は、両方「2:該当」を選択すること |
| | 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) | | |
| | 口腔連携強化加算 | ○口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11) | |
| | 認知症専門ケア加算 | ○認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12)
○認知症介護に係る専門的な研修を修了していることがわかる資料
○変更する月の勤務割表(別紙7)
○利用者総数のうち日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が分かる書類
○従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していることがわかる資料 | |
| | 介護職員等処遇改善加算【R6.6～】 | ○介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(別紙様式2-1)
○個票(令和6年6月以降分)(別紙様式2-3)
○個票(別紙様式2-4)(年度内の区分変更がある場合に記入)
○変更に係る届出書(別紙様式4)(変更がある場合のみ)
○特別な事情に係る届出書(別紙様式5)(届け出る場合のみ)
○(小規模事業者用)処遇改善計画書(別紙様式6)(同一法人内の事業所数が10以下の介護サービス事業者等に限る)
○(加算未算定事業者用)処遇改善計画書・実績報告書(別紙様式7)(令和6年3月時点で加算を未算定の事業所が、令和6年6月以降、新規に新加算ⅢまたはⅣを算定する場合に限る) | 加算を算定する場合は、事業年度ごとに計画書等を届け出ること |

介護給付費算定に係る体制等の届出一覧

R7.6山形県

サービス等の種類	加算等の名称	添付書類	留意事項
訪問入浴介護	高齢者虐待防止措置実施の有無		訪問介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護に同じ
	特別地域加算		サテライトの新設・廃止による場合も含む
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)		当該加算を届け出る場合は、両方「2:該当」を選択すること
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		
	サービス提供体制強化加算	○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14) ○職員の割合の算出に必要な月数分の勤務割表(別紙7)	
	認知症専門ケア加算	訪問介護に同じ	
	看取り連携体制加算	○看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13)	
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
訪問看護	定期巡回・随時対応サービス連携	○訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書(別紙15) ○要件を満たすことが確認できる書類(連携に係る契約書又は協定書等)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携を行う場合は届出が必要
	高齢者虐待防止措置実施の有無		令和6年6月～ 訪問介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護に同じ
	特別地域加算		サテライトの新設・廃止による場合も含む
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)		当該加算を届け出る場合は、両方「2:該当」を選択すること
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		
	緊急時訪問看護加算	○緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16) ○変更する月の勤務割表(別紙7) ※24時間連絡体制を整備していることがわかるように記載すること	緊急時介護予防訪問看護加算も同様
	特別管理体制	緊急時訪問看護加算に同じ	緊急時訪問看護加算に同じ
	専門管理加算	○専門管理加算に係る届出書(別紙17)	令和6年6月～
	ターミナルケア体制	緊急時訪問看護加算に同じ	緊急時訪問看護加算に同じ
	遠隔死亡診断補助加算	○遠隔死亡診断補助加算に係る届出書(別紙18)	令和6年6月～
	看護体制強化加算	○看護体制強化加算に係る届出書((介護予防)訪問看護事業所)(別紙19) ○変更する月の勤務割表(別紙7)	
	口腔連携強化加算	訪問介護に同じ	令和6年6月～
	サービス提供体制強化加算	○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-2) ○職員の割合の算出に必要な月数分の勤務割表(別紙7)	
訪問リハビリテーション	高齢者虐待防止措置実施の有無		令和6年6月～ 訪問介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護に同じ
	特別地域加算		サテライトの新設・廃止による場合も含む
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)		当該加算を届け出る場合は、両方「2:該当」を選択すること
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		
	リハビリテーションマネジメント加算		「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実務及び一体的取組について」(令和6年3月 15 日付け老健局老人保健課通知)を参照し加算算定要件を確認すること
	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明		令和6年6月～
	口腔連携強化加算	訪問介護に同じ	令和6年6月～
	移行支援加算	○訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書(別紙20) ○各要件を満たすことが分かる書類	
	サービス提供体制強化加算	訪問看護に同じ	
	事業所評価加算申出【国保連】		・介護予防訪問リハビリテーションのみ ・10月15日まで届出(届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要)
	LIFEへの登録		

介護給付費算定に係る体制等の届出一覧

R7.6山形県

サービス等の種類	加算等の名称	添付書類	留意事項
居宅療養管理指導	特別地域加算		サテライトの新設・廃止による場合も含む
	中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		当該加算を届け出る場合は、両方「2:該当」を選択すること
	中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）		
	医療用麻薬持続注射療法加算		令和6年6月～
	在宅中心静脈栄養法加算		令和6年6月～
通所介護	施設等の区分（事業所規模）		
	職員の欠員による減算の状況	○該当する月の勤務割表（別紙7）	
	高齢者虐待防止措置実施の有無		訪問介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護に同じ
	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	○感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式	通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
	時間延長サービス体制	○運営規程	運営規程に延長サービスを行う時間を明記すること
	共生型サービスの提供（生活介護事業所）		障がい福祉制度の生活介護事業所が介護保険制度の共生型通所介護の指定を受けている場合
	共生型サービスの提供（自立訓練事業所）		障がい福祉制度の自立訓練事業所が介護保険制度の共生型通所介護の指定を受けている場合
	共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）		障がい福祉制度の児童発達支援事業所が介護保険制度の共生型通所介護の指定を受けている場合
	共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）		障がい福祉制度の放課後等デイサービス事業所が介護保険制度の共生型通所介護の指定を受けている場合
	生活相談員配置等加算（共生型）	○生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙21） ○生活相談員の資格証の写し ○変更する月の勤務割表（別紙7）	生活相談員は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上は配置すること
	入浴介助加算	○事業所の平面図及び浴室の写真 ○入浴介助に関する研修を実施又は実施することが分かる書類	
	中重度者ケア体制加算	○中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙22） ○利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙22-2） ○変更する月の勤務割表（別紙7）	
	生活機能向上連携加算		
	個別機能訓練加算	○変更する月の勤務割表（別紙7）	・（Ⅰ）イ：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置すること ・（Ⅰ）ロ：専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を2名以上配置すること ・個別機能訓練加算（Ⅱ）：厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこと
	ADL維持等加算申出【国保連】		
	認知症加算	○認知症加算に係る届出書（別紙23） ○利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙23-2） ○変更する月の勤務割表（別紙7） ○認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修の修了証の写し	
	若年性認知症利用者受入加算		
	栄養アセスメント・栄養改善体制	○変更する月の勤務割表（別紙7）	外部との連携により、管理栄養士を配置する場合は、体制が分かるものを添付すること
	口腔機能向上加算	○変更する月の勤務割表（別紙7）	厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこと
	科学的介護推進体制加算		・厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこと ・（ア）から（エ）までに定める月の翌月10日までに提出すること （ア）：本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者等（以下「既利用者等」という。）については、当該算定を開始しようとする月 （イ）：本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降に サービスの利用を開始した 利用者等（以下「新規利用者等」という。）については、当該サービスの利用を開始した日の属する月 （ウ）：（ア）又は（イ）の月のほか、少なくとも3月ごと （エ）：サービスの利用を終了する日の属する月 ・科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示についてを参照すること
	サービス提供体制強化加算	○サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3） ○職員の割合の算出に必要な月数分の勤務割表（別紙7）	
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
	LIFEへの登録		

介護給付費算定に係る体制等の届出一覧

R7.6山形県

サービス等の種類	加算等の名称	添付書類	留意事項
通所リハビリテーション	施設等の区分		「A:通常規模の事業所(介護医療院)」、「F:大規模の事業所(介護医療院)」又は「J:大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要
	職員の欠員による減算の状況	通所介護に同じ	
	高齢者虐待防止措置実施の有無		訪問介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護に同じ
	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	通所介護に同じ	通所介護に同じ
	時間延長サービス体制	○運営規程	運営規程に延長サービスを行う時間を明記すること
	リハビリテーション提供体制加算	○届出する月の勤務割表(別紙7) ○当該従業者の免許証の写し	
	入浴介助加算	通所介護に同じ	
	リハビリテーションマネジメント加算		訪問リハビリテーションに同じ
	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明		令和6年6月～
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○認知症に対するリハビリテーションの研修の修了証写し(精神科医師及び神経内科医師以外が当該リハビリテーションに関わる場合) ○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格証の写し(医師がリハビリを行わない場合)	・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提 ・加算Ⅰと加算Ⅱを限定しない場合は、体制届出一覧の両方に○を付けること
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	○変更する月の勤務割表(別紙7)	リハビリテーションマネジメント加算を算定していること
	若年性認知症利用者受入加算		
	栄養アセスメント・栄養改善体制	通所介護に同じ	通所介護に同じ
	口腔機能向上加算	通所介護に同じ	通所介護に同じ
	中重度者ケア体制加算	通所介護に同じ	
	一体的サービス提供加算(介護予防)		
	科学的介護推進体制加算	通所介護に同じ	通所介護に同じ
	移行支援加算	○通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書(別紙24) ○各要件を満たすことが分かる書類	
	サービス提供体制強化加算	通所介護に同じ	
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
	LIFEへの登録		
短期入所生活介護	夜間勤務条件基準	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○1日平均の夜勤職員数の算出方法が分かるもの	
	職員の欠員による減算の状況	通所介護に同じ	
	ユニットケア体制	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○施設の平面図(変更する場合は事前に相談のこと) ○研修修了証書の写し	
	身体拘束廃止取組の有無		
	高齢者虐待防止措置実施の有無		訪問介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護に同じ
	共生型サービスの提供(短期入所事業所)		
	生活相談員配置等加算(共生型)	○生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙21)	
	生活機能向上連携加算		
	機能訓練指導体制	○変更する月の勤務割表(別紙7)	
	個別機能訓練加算	通所介護に同じ	
	看護体制加算Ⅰ～Ⅳ	○看護体制加算に係る届出書(別紙25) ○変更する月の勤務割表(別紙7)	
	医療連携強化加算	○医療連携強化加算に係る届出書(別紙26)	看護体制加算Ⅱ又はⅣを算定していること
	看取り連携体制加算	○看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13)	看護体制加算Ⅱ又はⅣ(イ)若しくは(ロ)を算定していること
	夜勤職員配置加算	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○1日平均夜勤職員数が基準を満たしていることが分かる書類 ○看護職員の免許証の写し又は喀痰吸引等が行える介護職員であることが分かるもの(研修修了証の写し等)※加算Ⅲ、Ⅳの場合	

介護給付費算定に係る体制等の届出一覧

R7.6山形県

サービス等の種類	加算等の名称	添付書類	留意事項
短期入所生活介護	テクノロジーの導入による夜間の人員配置基準(従来型)	○従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の「(再掲)夜勤職員」に必要事項記入(別紙7) ○テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書(別紙7-3)※「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」(以下「委員会」という。)の取組みを3か月以上試行後に提出。 ○要件を満たすことが分かる議事概要	下記加算を算定しない場合にも提出すること。 ※「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について」(令和6年3月15 日老高発0315 第3号・老認発0315 第3号・老老発0315 第3号)を参照
	テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)	○テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙27) ○最低基準に加えて配置する人員が「0.6人配置」については、要件を満たすことが分かる議事概要	「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」のテクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準における留意点について」(令和6年3月15 日老高発0315 第3号・老認発0315 第3号・老老発0315 第3号)を参照
	若年性認知症利用者受入加算		
	送迎体制		
	口腔連携強化加算	○口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)	
	療養食加算	○変更する月の勤務割表(別紙7)	
	認知症専門ケア加算	○認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) ○認知症介護に係る専門的な研修を修了していることがわかる資料 ○変更する月の勤務割表(別紙7) ○利用者総数のうち日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が分かる書類 ○従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していることがわかる資料	
	生産性向上推進体制加算	○生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ○要件を満たすことが分かる委員会の議事概要	生産性向上推進体制加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提出について(令和6年3月15日介護保険最新情報Vol1218)を参照
	サービス提供体制強化加算(単独型)	○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4) ○職員の割合の算出に必要な月数分の勤務割表(別紙7)	
	サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)	サービス提供体制強化加算(単独型)に同じ	
	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況		令和6年6月～
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
短期入所療養介護	人員配置区分	○介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙29)(別紙29-2) ○介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙29-3) ○「病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出書」(別紙29-4) ○介護医療院(Ⅰ型)の基本施設サービスに係る届出(別紙30)又は介護医療院(Ⅱ型)の基本施設サービスに係る届出(別紙30-2) ○勤務割表(別紙7参考)及び資格証の写し ○平面図 ○その他要件を満たすことが確認できる書類	令和6年9月までは(別紙29)を、それ以降は(別紙29-2)を提出
	夜間勤務条件基準(診療所型、ユニット型診療所型、認知症疾患型、ユニット型認知症疾患型、認知症経過型を除く)	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○1日平均の夜勤職員数の算出方法が分かるもの	
	職員の欠員による減算の状況(診療所型、ユニット型診療所型、認知症疾患型、ユニット型認知症疾患型、認知症経過型を除く)	通所介護に同じ	
	ユニットケア体制(Ⅰ型介護医療院、Ⅱ型介護医療院、特別介護医療院を除く)	短期入所生活介護に同じ	
	身体拘束廃止取組の有無		
	高齢者虐待防止措置の実施の有無		訪問介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護に同じ
	療養環境基準(病院療養型、ユニット型病院療養型、病院経過型、ユニット型病院経過型)	○療養環境基準の変更がわかる書類(平面図、勤務割表等)	
	医師の配置基準(病院療養型、ユニット型病院療養型、病院経過型、病院経過型、ユニット型病院経過型)	○変更する月の勤務割表(別紙7)	
	室料相当額控除【R7.8～】		
	夜勤職員配置加算(老健Ⅰ～Ⅳ、ユニット型老健Ⅰ～Ⅳ)	短期入所生活介護に同じ	
	認知症ケア加算(老健ⅠⅣ、ユニット型老健Ⅰ～Ⅳ)	○平面図 ○変更する月の勤務割表(別紙7)	
	設備基準(診療所型、ユニット型診療所型)	○設備基準の変更が分かる書類(平面図等)	
	食堂の有無(診療所型、ユニット型診療所型)	○設備基準の変更が分かる書類(平面図等)	

介護給付費算定に係る体制等の届出一覧

R7.6山形県

サービス等の種類	加算等の名称	添付書類	留意事項
短期入所療養介護	療養環境基準(廊下)(Ⅰ型介護医療院、Ⅱ型介護医療院、特別介護医療院、ユニット型Ⅰ型介護医療院、ユニット型Ⅱ型介護医療院、ユニット型特別介護医療院)	○設備基準の変更が分かる書類(平面図等)	
	療養環境基準(療養室)(Ⅰ型介護医療院、Ⅱ型介護医療院、特別介護医療院、ユニット型Ⅰ型介護医療院、ユニット型Ⅱ型介護医療院、ユニット型特別介護医療院)	○設備基準の変更が分かる書類(平面図等)	
	若年性認知症利用者受入加算		
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(老健基本型)	○介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙29)(別紙29-2) ○その他要件を満たすことが確認できる書類	令和6年9月までは(別紙29)を、それ以降は(別紙29-2)を提出
	送迎体制		
	特別療養費加算項目(老健療養型、介護医療院型)	○各種項目に該当する届出書(特別療養費算定に関する確認書類様式7～9) ○診療報酬算定届出書の写し ○届出する月の勤務割表(別紙7) ○平面図、当該従業者の免許証の写し	勤務割表は要件にある場合に提出
	療養体制維持特別加算Ⅰ		
	療養体制維持特別加算Ⅱ	介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出書(別紙29-3)	
	口腔連携強化加算	○口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)	
	療養食加算	短期入所生活介護に同じ	
	認知症専門ケア加算	短期入所生活介護に同じ	
	重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ型・Ⅱ型介護医療院、特別介護医療院、ユニット型Ⅰ型・Ⅱ型介護医療院、ユニット型特別介護医療院)	○介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出(別紙31) ○変更する月の勤務割表(別紙7) ○生活機能回復訓練室に係る平面図 ※加算Ⅱのみ	
	特別診療費項目(Ⅰ型Ⅱ型介護医療院、ユニット型Ⅰ型Ⅱ型介護医療院)	○各種項目に該当する届出書(特別療養費算定に関する確認書類様式7～9) ○診療報酬算定届出書の写し ○届出する月の勤務割表(別紙7) ○平面図	勤務割表。平面図は要件にある場合のみ提出
	リハビリテーション提供体制(老健Ⅱ、ユニット型老健Ⅱ、病院療養型、ユニット型病院療養型、病院経過型、ユニット型病院経過型、診療所型、ユニット型診療所型、認知症疾患型、ユニット型認知症疾患型、認知症経過型、Ⅰ型介護医療院、Ⅱ型介護医療院、ユニット型Ⅰ型介護医療院、ユニット型Ⅱ型介護医療院)	○各種項目に該当する届出書(特別療養費算定に関する確認書類様式7～9) ○診療報酬算定届出書の写し ○届出する月の勤務割表(別紙7) ○平面図	勤務割表は要件にある場合に提出
	生産性向上推進体制加算	短期入所生活介護に同じ	
	特定診療費項目(病院療養型、ユニット型病院療養型、病院経過型、ユニット型病院経過型、診療所型、ユニット型診療所型)	○該当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し ○届出する月の勤務割表(別紙7)	勤務割表は要件にある場合に提出
	サービス提供体制強化加算	短期入所生活介護に同じ	
	併設本施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況		令和6年6月～
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
特定施設入居者生活介護	施設等の区分	○平面図	サービス付き高齢者向け住宅に登録された場合は、有料老人ホームに該当する場合のみ特定施設入居者生活介護の申請が可能(有料老人ホームの区分で届出を行う)
	人員配置区分		
	職員の欠員による減算の状況	通所介護に同じ	
	身体拘束廃止取組の有無		
	高齢者虐待防止措置実施の有無		訪問介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護に同じ
	入居継続支援加算	○入居継続支援加算に係る届出書(別紙32) ○職員の割合の算出に必要な月数分の勤務割表(別紙7)	
	テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)	○テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書(別紙32-2) ○要件を満たすことが分かる議事概要	要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること
	生活機能向上連携加算		
	個別機能訓練加算	通所介護に同じ	※常勤専従の機能訓練指導員が必要
	ADL維持等加算申出【国保連】	通所介護に同じ	
	夜間看護体制	○夜間看護体制に係る届出書(別紙33) ○変更する月の勤務割表(別紙7)	※常勤の看護師が必要
	若年性認知症入居者受入加算	通所介護に同じ	

介護給付費算定に係る体制等の届出一覧

R7.6山形県

サービス等の種類	加算等の名称	添付書類	留意事項
特定施設入居者生活介護	科学的介護推進体制加算	通所介護に同じ	
	看取り介護加算	○看取り介護体制に係る届出書（別紙34－2）	夜間看護体制加算の届出がない場合は、不可
	認知症専門ケア加算	短期入所生活介護に同じ	
	高齢者施設等感染対策向上加算	○高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35）	
	生産性向上推進体制加算	短期入所生活介護に同じ	
	サービス提供体制強化加算	○サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14－6） ○職員の割合の算出に必要な月数分の勤務割表（別紙7）	
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
特定施設入居者生活介護（短期利用型）	施設等の区分	特定施設入所者生活介護に同じ	
	職員の欠員による減算の状況	特定施設入所者生活介護に同じ	
	身体拘束廃止取組の有無		
	高齢者虐待防止措置実施の有無		特定施設入所者生活介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		特定施設入所者生活介護に同じ
	夜間看護体制	特定施設入所者生活介護に同じ	※常勤の看護師が必要
	若年性認知症入居者受入加算	通所介護に同じ	
	高齢者施設等感染対策向上加算	特定施設入所者生活介護に同じ	
	生産性向上推進体制加算	短期入所生活介護に同じ	
	サービス提供体制強化加算	特定施設入居者生活介護に同じ	
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
福祉用具貸与	特別地域加算	訪問介護に同じ	
	中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	訪問介護に同じ	当該加算を届け出る場合は、両方「2：該当」を選択すること
	中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）		
介護老人福祉施設	夜間勤務条件基準	○変更する月の勤務割表（別紙7） ○1日平均の夜勤職員数の算出方法が分かるもの	
	職員の欠員による減算の状況	通所介護に同じ	
	ユニットケア体制、準ユニットケア体制	○変更する月の勤務割表（別紙7） ○施設の平面図（変更する場合は事前に相談のこと） ○研修修了証書の写し	
	身体拘束廃止取組の有無		
	安全管理体制（基本報酬）		
	高齢者虐待防止措置実施の有無		訪問介護に同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護に同じ
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無（基本報酬）	○栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙38） ○変更する月の管理栄養士の勤務割表 ○管理栄養士の免許証の写し	※別紙38について、栄養マネジメント強化加算を算定しない場合は「2. 栄養マネジメント強化加算」は記載不要
	日常生活継続支援加算	○日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙37） ○職員の割合の算出に必要な月数分の勤務割表（別紙7） ○入所者の割合要件を満たすことが分かる書類	
	テクノロジーの導入（日常生活継続支援加算関係）	○テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙37-2） ○要件を満たすことが分かる議事概要	※別紙37-2は、「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」（以下「委員会」という。）の取組みを3か月以上試行後に提出
	看護体制加算Ⅰ	○看護体制加算に係る届出書（別紙25-2） ○変更する月の勤務割表（別紙7）	
	看護体制加算Ⅱ	○看護体制加算に係る届出書（別紙25-2） ○変更する月の勤務割表（別紙7） ○24時間連絡できる体制の分かる書類	
	夜勤職員配置加算	○変更する月の勤務割表（別紙7） ○1日平均夜勤職員数が基準を満たしていることが分かる書類 ○看護職員の免許証の写し又は喀痰吸引等が行える介護職員であることが分かるもの（研修修了証の写し等）※加算Ⅲ、Ⅳの場合	加算の区分を変更する場合は改めて届出が必要
	テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）	短期入所生活介護に同じ	短期入所生活介護に同じ
	テクノロジーの導入（夜勤職員配置加算関係）	短期入所生活介護に同じ	短期入所生活介護に同じ
	生活機能向上連携加算		
	個別機能訓練加算	通所介護に同じ	
	ADL維持等加算申出【国保連】		

介護給付費算定に係る体制等の届出一覧

R7.6山形県

サービス等の種類	加算等の名称	添付書類	留意事項
介護老人福祉施設	若年性認知症入所者受入加算		
	常勤専従医師配置加算	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○医師免許証の写し	
	精神科医師定期的療養指導加算	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○医師免許証の写し	
	障害者生活支援体制加算	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○障害者生活支援員の要件を満たすことが分かる書類 ○対象者の割合が分かる書類	加算の区分を変更する場合は改めて届出が必要
	栄養マネジメント強化加算	○栄養マネジメントに関する届出書(別紙38) ○変更する月の管理栄養士の勤務割表	
	療養食加算	○変更する月の勤務割表(別紙7)	
	配置医師緊急時対応加算	○配置医師緊急時対応加算に係る届出書(別紙39) ○配置医師と施設の間で具体的な取り決めがなされていることがわかる書類 ○24時間対応できる体制を確保していることがわかる書類	
	看取り介護加算	○看取り介護体制に係る届出書(別紙34) ○変更する月の勤務割表(別紙7)及び看護師免許証の写し ○オンコール体制に関する取り決め ○看取りに関する指針 ○その他要件を満たすことが確認できる書類	加算の区分を変更する場合は改めて届出が必要
	在宅・入所相互利用体制		
	認知症専門ケア加算	訪問介護に同じ	
	認知症チームケア推進加算	○認知症チームケア推進加算に係る届出書(別紙40) ○変更する月の勤務割表(別紙7) ○研修を修了したことが分かる書類	
	褥瘡マネジメント加算	○褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙41)	
	排せつ支援加算		
	自立支援促進加算		
	科学的介護推進体制加算	通所介護に同じ	通所介護に同じ
	安全対策体制加算	○担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていることがわかる書類 ○組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることがわかる書類	
	高齢者施設等感染対策向上加算	特定施設入所者生活介護に同じ	
	生産性向上推進体制加算	短期入所生活介護と同じ	
	サービス提供体制強化加算	○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4) ○職員の割合の算出に必要な月数分の勤務割表(別紙7)	
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
	LIFEへの登録		
介護老人保健施設	施設等の区分	○介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(Ⅰ)(Ⅱ)(別紙29-1)(別紙29-2) ○介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙29-3) ○勤務割表(別紙7)及び資格証の写し ○その他要件を満たすことが確認できる書類	介護老人保健施設(Ⅳ)又はユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)に該当する場合は新たに届出すること
	夜間勤務条件基準	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○1日平均の夜勤職員数の算出方法が分かるもの	
	職員の欠員による減算の状況	通所介護に同じ	
	ユニットケア体制	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○施設の平面図(変更する場合は事前に相談のこと) ○研修修了証書の写し	
	身体拘束廃止取組の有無		
	安全管理体制(基本報酬)		
	高齢者虐待防止措置実施の有無		訪問介護と同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護と同じ
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無(基本報酬)	介護老人福祉施設に同じ	
	室料相当額控除【R7.8～】		
	夜勤職員配置加算	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○1日平均夜勤職員数が基準を満たしていることが分かる書類	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	○変更する月の勤務割表(別紙7)	
	認知症ケア加算	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○許可関係書類(平面図等)	※基本的に設備の変更が伴うため、変更許可が必要
	若年性認知症入所者受入加算		

介護給付費算定に係る体制等の届出一覧

R7.6山形県

サービス等の種類	加算等の名称	添付書類	留意事項
介護老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（基本型・在宅強化型）	短期入所療養介護に同じ	短期入所療養介護に同じ なお、加算の区分を変更する場合は改めて届出が必要
	ターミナルケア体制		
	栄養マネジメント強化加算	介護老人福祉施設に同じ	
	療養食加算	介護老人福祉施設に同じ	
	認知症専門ケア加算	訪問介護に同じ	
	認知症チームケア推進加算	介護老人福祉施設と同じ	
	リハビリ計画書情報加算		
	褥瘡マネジメント加算（基本型・住宅強化型）	○褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙41）	
	排せつ支援加算		
	自立支援促進加算		
	科学的介護推進体制加算	通所介護に同じ	通所介護に同じ
	安全対策体制加算	介護老人福祉施設に同じ	
	高齢者施設等感染対策向上加算	特定施設入居者生活介護と同じ	
	生産性向上推進体制加算	短期入所生活介護と同じ	
	サービス提供体制強化加算	介護老人福祉施設に同じ	
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
	特別療養費加算項目（介護保健施設ⅡⅢ、ユニット型介護保健施設ⅡⅢ）	○各種項目に該当する届出書（特別療養費算定に関する確認書類様式7～9） ○診療報酬算定届出書の写し ○届出する月の勤務割表（別紙7） ○平面図、当該従業者の免許証の写し	
	療養体制維持特別加算Ⅰ（介護保健施設ⅡⅢ、ユニット型介護保健施設ⅡⅢ）	○転換前の病棟の証明 ○変更する月の勤務割表（別紙7）	
	療養体制維持特別加算Ⅱ（介護保健施設ⅡⅢ、ユニット型介護保健施設ⅡⅢ）	○介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出（別紙29-3） ○転換前の病棟の証明 ○変更する月の勤務割表（別紙7）	
介護医療院	リハビリテーション提供体制（介護保健施設ⅡⅢ、ユニット型介護保健施設ⅡⅢ）	○各種項目に該当する届出書（特別療養費算定に関する確認書類様式7～9） ○診療報酬算定届出書の写し ○届出する月の勤務割表（別紙7） ○平面図、当該従業者の免許証の写し	
	LIFEへの登録		
	施設等の区分	○介護医療院（Ⅰ型）の基本施設サービス費に係る届出（別紙30）又は介護医療院（Ⅱ型）の基本施設サービス費に係る届出（別紙30-2） ○変更する月の勤務割表（別紙7） ○各要件を満たすことが分かる書類	
	夜間勤務条件基準	○変更する月の勤務割表（別紙7） ○1日平均の夜勤職員数の算出方法が分かるもの	
	職員の欠員による減算の状況	通所介護に同じ	
	身体拘束廃止取組の有無		
	安全管理体制（基本報酬）		
	高齢者虐待防止措置実施の有無		訪問介護と同じ
	業務継続計画策定の有無		訪問介護と同じ
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無（基本報酬）	介護老人福祉施設に同じ	
	療養環境基準（廊下）	短期入所療養介護に同じ	
	療養環境基準（療養室）	短期入所療養介護に同じ	
	室料相当額控除【R7.8～】		
	若年性認知症利用者受入加算		
	栄養マネジメント強化加算	介護老人福祉施設に同じ	
	療養食加算	介護老人福祉施設に同じ	
	特別診療費項目	短期入所療養介護に同じ	
	リハビリテーション提供体制加算	介護老人保健施設に同じ	
	リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出		
	認知症短期集中リハビリテーション加算	○変更する月の勤務割表（別紙7） ○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の免許証の写し	

介護給付費算定に係る体制等の届出一覧

R7.6山形県

サービス等の種類	加算等の名称	添付書類	留意事項
介護医療院	認知症専門ケア加算	訪問介護に同じ	
	認知症チームケア推進加算	介護老人福祉施設と同じ	
	重度認知症疾患療養体制加算	○介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出(別紙31) ○変更する月の勤務割表(別紙7) ○生活機能回復訓練室に係る平面図 ※加算Ⅱのみ	
	排せつ支援加算		
	自立支援促進加算		
	科学的介護推進体制加算	通所介護に同じ	通所介護に同じ
	安全対策体制加算	介護老人福祉施設に同じ	
	高齢者施設等感染対策向上加算	特定施設入居者生活介護と同じ	
	生産性向上推進体制加算	短期入所生活介護と同じ	
	サービス提供体制強化加算	介護老人福祉施設に同じ	
	ユニットケア体制(ユニット型Ⅰ型介護医療院、ユニット型Ⅱ型介護医療院、ユニット型特別介護医療院)	○変更する月の勤務割表(別紙7) ○施設の平面図(変更する場合は事前に相談のこと) ○研修修了証書の写し	
	介護職員等処遇改善加算【R6.6～】	訪問介護に同じ	訪問介護に同じ
	LIFEへの登録		